

令和7年第2回教育委員会臨時会日程

1 日 時 令和7年5月14日（水）午後2時00分

2 場 所 朝霞市役所 502会議室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	長谷修
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀川政昭
教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
図書館長	増田潔

5 議事日程

(1) 開 会 宣 言	
(2) 会議録署名委員の指名	
(3) 教育長の報告	別紙のとおり
(4) 市長からの意見聴取	別紙のとおり
(5) 議案の審議	別紙のとおり
(6) その 他	
(7) 閉 会 宣 言	

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ① 専決処理について (朝霞第四中学校運営協議会委員の解任及び任命について)
- ② 専決処理について (朝霞市博物館協議会委員の解任及び任命について)
- ③ 専決処理について (朝霞第四中学校運営協議会委員の解任及び任命について)
- ④ 専決処理について (朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて)
- ⑤ 専決処理について (朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて)

◎ 市長からの意見聴取

議案第 27 号 令和7年度(2025年度)朝霞市一般会計補正予算(第1号)〈教育委員会関係分〉について

議案第 28 号 朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

◎ 提出議案

議案第 29 号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

教育長報告事項

専決処理について（朝霞第四中学校運営協議会委員の解任及び任命について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

令和7年5月14日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件名 専決第8号 朝霞第四中学校運営協議会委員の解任及び任命
 - (1) 専決処理期日
令和7年3月31日
 - (2) 専決処理した理由
委員の解任及び任命について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。

2 解任について

- (1) 発令事項 朝霞第四中学校運営協議会委員を解任する。
- (2) 解任の根拠 朝霞市学校運営協議会規則第14条第1項第1号
- (3) 発令対象者（発令年月日：令和7年3月31日）

種別	氏名	職業又は所属・職名	理由
4号	田中 誠	朝霞第八小学校長	人事異動
4号	久住 毅	埼玉県立朝霞高等学校長	人事異動

3 任命について

- (1) 発令事項 朝霞第四中学校運営協議会委員を任命する。
任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 発令対象者（発令年月日：令和7年4月1日）

種別	氏名	職業又は所属・職名	理由
4号	岩崎 英雄	朝霞第八小学校長	人事異動
4号	伊藤 孝人	埼玉県立朝霞高等学校長	人事異動

教育長報告事項

専決処理について(朝霞市博物館協議会委員の解任及び任命について)

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和7年5月14日

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

記

1 件 名

専決第9号 朝霞市博物館協議会委員の解任及び任命について

2 専決処理期日

令和7年4月15日

3 専決処理した理由

委員の解任及び任命について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため

4 事務処理の状況

別紙のとおり

5 任命の根拠

朝霞市博物館条例第7条

別紙

1 解任について

(1)発令事項 朝霞市博物館協議会委員の任命を解く。

(2)発令年月日 令和7年3月31日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理 由
すず き か おり 鈴 木 香 織	朝霞第五中学校長	人事異動
はら ぐち のり みつ 原 口 憲 充	朝霞第四小学校長	担当の変更

2 任命について

(1)発令事項 朝霞市博物館協議会委員を任命する。

任期は令和7年4月15日から令和9年2月19日までとする

(2)発令年月日 令和7年4月15日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
わた なべ た か こ 渡 辺 貴 子	朝霞第二小学校長	新任
こ じ ま た か ゆき 小 島 孝 之	朝霞第六小学校長	

教育長報告事項

専決処理について（朝霞第四中学校運営協議会委員の解任及び任命について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

令和7年5月14日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件名 専決第10号 朝霞第四中学校運営協議会委員の解任及び任命
 - (1) 専決処理期日
令和7年4月30日
 - (2) 専決処理した理由
委員の解任及び任命について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。

2 解任について

- (1) 発令事項 朝霞第四中学校運営協議会委員を解任する。
- (2) 解任の根拠 朝霞市学校運営協議会規則第14条第1項第1号
- (3) 発令対象者（発令年月日：令和7年4月30日）

種別	氏名	職業又は所属・職名	理由
2号	杉田 鮎美	父母と先生の会会長	役員交代

3 任命について

- (1) 発令事項 朝霞第四中学校運営協議会委員を任命する。
任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 発令対象者（発令年月日：令和7年5月1日）

種別	氏名	職業又は所属・職名	理由
2号	山田 かをり	父母と先生の会会長	役員交代